

人第 43 号
令和 2 年（2020 年）5 月 5 日

各県有施設所管課長 様

人 事 課 長

緊急事態宣言の継続を踏まえた県有集客・集会施設等の取扱いについて（通知）
県が所有する集客・集会施設等の管理・運営について、感染拡大防止を徹底するため、当面の間（5月7日から5月20日までを目途）、別添「県有集客・集会施設等の取扱いについて」のとおりとしましたので、通知します。

つきましては、各施設の今後の取扱いについて、別添「県有施設の開館状況等（R2.5.5時点）」により、時点修正のうえ、5月8日（金）までに提出いただきますようお願いします。

また、各施設において、開館に向けた「施設に応じた感染防止対策チェックリスト」の活用等の感染防止策について、準備され次第、参考送付いただきますよう、併せてお願いします。

なお、新規使用申請の取扱い及び入居するレストラン等の使用料等の取扱いについては、従前のとおりとしますので、申し添えます（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県有集客・集会施設の取扱いについて（通知）」（令和2年（2020年）4月16日付け人第26号、財第13号人事課長、財政課長通知）参照）。

【問合せ先】

人事課組織班

井戸、前田（内線 3046、3045）

県有集客・集会施設等の取扱いについて

令和2年5月5日 人事課

1 県内でのイベント・行事の取扱い

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県主催の大規模な行事等については、当面の間、原則として延期又は中止とするなどの対応を行っている。
- ・ また、民間団体及び企業に対しても、当該取扱いの協力を要請している。
- ・ なお、国の「基本的対処方針」では、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、都道府県が適切に対応することとされている。

2 施設の使用停止の協力要請(新型インフルエンザ等対策特措法第24条第9項)

- ・ 緊急事態宣言が令和2年5月7日以降も延長となったことを踏まえ、県では、事業者への休業要請を5月20日まで延長することとした。
- ・ その上で、国の「基本的対処方針」を踏まえ、「三つの密」を避けることなど、基本的な感染症対策の徹底などを条件として、営業の再開を認めることとした。

3 当面の県有施設の取扱いについて

県が所有する集客・集会施設等の管理・運営について、感染拡大防止を徹底するため、当面の間（5月7日から5月20日までを目途とする）、次のように取り扱う。

(1) 大規模なイベント等利用施設の休館等

施設の所管課は、屋内外を問わず50人を超える人が集まるイベント等の利用が可能な施設については、当該施設の休館又は利用制限を行うこと。

(2) 比較的少人数での利用を目的とした施設の取扱い

施設の所管課は、屋内外を問わず50人以下の比較的少人数での施設利用については、「施設に応じた感染防止対策チェックリスト」を活用するなど、感染防止策を徹底し、再開することを可能とする。

(3) 新規使用申請の受付停止について

施設の所管課は、(2)の場合を除き、新規の使用申請は、原則として受け付けないこと。なお、例外的に申請を受け付ける場合にあっては、今後の感染状況に応じ、休館期間が延長され、許可が取り消される可能性があることを条件として付すなど、慎重に対応する必要があること。

(4) 美術館、図書館等

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第10号に規定する博物館、美術館又は図書館については、「施設に応じた感染防止対策チェックリスト」を活用するなど、感染防止策を徹底した上で、開館する。

(5) 指定管理施設の取扱い

指定管理者制を導入する施設においては、上記について指定管理者が行うこととなるが、その場合は施設の所管課と指定管理者とで十分連携すること。